

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーションと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都品川区大崎1丁目6番1号TOC大崎ビルディング10Fに置く。

(目 的)

第3条 当法人は什器・備品のレンタル業に対する世間の認識を深め、かつ、レンタル業界がより社会の進展に貢献できる分野を開拓することを目的として、その目的に資するために、次の事業を行なう。

1. 災害時における被害者救済の用に供する物品のレンタル。
2. 公共の便益増進の目的達成のための会合・集団行動の用に供する物品のレンタル。
3. 前各号に付帯する一切の業務。

(基金の総額)

第4条 当法人の基金の総額（代替基金を含む）は、3,000,000円とする。

(公告の方法)

第5条 当法人の当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社 員

(種類と資格)

第6条 当法人の社員（以後、定款上の社員は会員と呼ぶ）の種類及び資格は次の通りとする。

1. 正会員 （全国正会員）全国各地に拠点をもち什器・備品を取扱商品として賃貸業を営む法人
2. 正会員 （一般正会員）地域限定に拠点をもち什器・備品を取扱商品として賃貸業を営む法人
3. 準会員 その他賃貸業を営む法人
4. 賛助会員 当法人の設立趣旨に賛同する法人または団体（法人格を有しない場合は、団体の代表者）

(正会員・準会員の入会)

第7条 正会員または準会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書により申し込み、理事会の2/3の議決とともに代表理事の承認の上、その定めた日付より会員とする。なお、正会員・準会員の別は、理事会で入会時に決定する。

(賛助会員の入会)

第8条 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書により申し込み、理事会の過半数議決を以ってその定めた日付より会員とする。

(運営分担金)

第9条 会員は当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとする。

1. 会員は総会において定める運営分担金を年度ごとに一括して、年度開始後1ヶ月内に納入しなければならない。
2. 運営分担金の金額は会員総会の決議によってこれを定める。
3. 賛助会員の運営分担金について、理事会においてその減免を決定することが出来る。
4. 年度途中より入会した会員の運営分担金は、入会日より月割りで計算し、一括して入会后1ヶ月内に納入しなければならない。
5. 会員は、定例の運営分担金とは他に、理事会の2/3議決により協会運営に必要な分担金を負担することがある。
6. 既納付の運営分担金については、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

(退会)

第10条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予め退会の予告をするものとする。

- 2 前項の場合の他、会員は次に掲げる事由によりその資格を喪失する。
  1. 退社したとき。
  2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
  3. 会員の同意があったとき。
  4. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
  5. 1年以上会費を滞納したとき。
  6. 除名されたとき。
  7. 解散したとき。

(議決権の制限)

第11条 総会においては準会員・賛助会員は議決権を有しない。但し、部会など当法人における通常活動への参加や案件ごとの賛否の表明、定款及び催促の改廃や制定の発議については、これを妨げない。

(除名)

第12条 当法人の会員が当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をし、または会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める会

員総会の決議によりその社員を除名することができる。

- 2 前項の会員総会の決議をするには、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の四分の三以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

(会員名簿)

第13条 当法人は会員の氏名または名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の会員の氏名または名称及び住所)

第14条 会員の名称および住所は次のとおりとする。(五十音順)

1. 東京都港区新橋三丁目11番1号  
アコムレンタル株式会社
2. 東京都千代田区外神田二丁目8番13号東計ビル  
イースタンリース株式会社
3. 大阪府大阪市北区茶屋町18番21号  
エイトレント株式会社
4. 東京都杉並区井草三丁目22番8号  
関東住器株式会社
5. 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目41番地  
株式会社建販
6. 東京都港区赤坂一丁目4番17号  
広友リース株式会社
7. 長野県上田市古里115番地  
株式会社シーティーエス
8. 千葉県習志野市芝園二丁目1番地12  
写光レンタル株式会社
9. 東京都豊島区巣鴨一丁目20番9号  
株式会社ティー・ジェイ
10. 東京都東久留米市八幡町二丁目11番73号  
日建リース工業株式会社
11. 大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目11番17号  
西尾レントオール株式会社
12. 東京都江東区亀戸七丁目24番7号  
野口株式会社
13. 東京都台東区台東二丁目8番4号  
水戸部株式会社

### 第3章 会員総会

(会員総会)

第15条 当法人の会員総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は毎年5月にこれを開催

し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(開催地)

第16条 会員総会は主たる事務所の所在地において原則開催するものとする。止む無く開催地の変更が生じた場合は当法人より開催地の告知をするものとする。

(招集)

第17条 会員総会は代表理事がこれを招集するものとする。

2 会員総会の招集は理事の過半数で決する。

3 会員総会を招集するには、会日より7日前に各会員に対してその通知を発することを要する。

(決議の方法)

第18条 会員総会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議決権)

第19条 各会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第20条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、予め理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議事録)

第21条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、これに議事の経過の容領およびその結果を記載し、議長および出席した理事がこれに記名押印することを要する。

## 第4章 理事及び監事

(員数)

第22条 当法人には理事4名以上および監事1名を置く。

(資格)

第23条 当法人の理事及び監事は、当法人の会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第24条 理事の任期は、就任後2年内の最後の事業年度に関する定時会員総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年内の最後の事業年度に関する定時会員総会の終結の時までと

する。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第25条 当法人の代表理事1名を置き、理事の互選によりこれを定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。
- 3 理事の互選により代表理事を選任するが、必要に応じて副代表理事、専務理事等の補佐役の選出をする場合も有する。

(理事および監事の報酬)

第26条 理事及び監事の報酬は、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益、それぞれ会員総会の決議をもって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

## 第6章 解 散

(解散の事由)

第29条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

1. 会員総会の決議
2. 法人の合併（合併により当法人が消滅する場合の当該合併に限る。）
3. 会員が一人になったとき。
4. 法人の破産
5. 解散を命じる判決

(法人の継続)

第30条 前条第1号の場合においては、会員総会の決議をもって法人を継続することができる。

- 2 前条第3号の場合においては、新たに会員を入会させて法人を継続することが出来る。

(解散法人の継続)

第31条 当法人は、解散した後であっても、前条の規定に従って、法人を継続することができる。

(合併)

第32条 当法人を合併するには、会員総会の承認がなければならない。

## 第7章 清算

(清算方法)

第33条 当法人の解散の場合における法人財産の処分方法は、会員総会の決議をもってこれを定める。ただし、中間法人法の規定により、理事またはその選任した者において清算する事を妨げない。

2 清算人の選任および解任は、会員総会をもってこれを決する。

(残余財産の帰属)

第34条 当法人の残余財産の帰属は、会員総会の決議をもってこれを決する。

## 第8章 附則

(法令の準拠)

第35条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。